

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	中小事業者等による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化事業		事業開始年度	平成20年度	作成責任者	
担当部局庁	住宅局		担当課室	住宅生産課	課長 橋本 公博	
会計区分	一般会計		上位政策	地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	京都議定書の第一約束期間(2008年から2012年まで)を目前に控え、また「世界全体の排出量を2050年までに半減させる」という長期目標を見据え、特にCO2排出量の伸びが著しい家庭・業務部門における対策の強化は喫緊の課題となっており、中小事業者等による省エネ対策の強化を図るとともに、住宅・建築物の省エネ性能の向上に係る規制・誘導策の充実・強化に対応するための措置を講じることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	中小事業者等による省エネ対策の円滑化を図るため、断熱性能等の向上に係る施工技術等の導入促進、事業者を通じた消費者への啓発及び規制の実効性確保のための体制整備を行う民間事業者に対して助成を行なう。(定額補助)					
実施状況	平成19年度: - 平成20年度: 2件 平成21年度: 1件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	-	300	300	50	0
	執行額	-	300	260		
	執行率	-	100.0%	86.7%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	事業主体からの補助申請・完了実績報告を通じて、支出先・用途を把握及び事業目的の達成状況を把握しているところ。				
	見直しの余地	改正省エネ法の周知を図るため、平成22年4月の施行までの期間、講習会の実施を行う者に対し助成を行い、制度の普及を重点的に図ってきたところ。平成22年4月に改正省エネ法の全面施行を迎え、一定の周知を図ることが出来たため、予算規模を縮減した。今後は、制度の普及から運用上のより細かな質問等への対応へとシフトすることにより、制度の円滑な運用を図る。				
予算監視の効率化	【事業廃止】 改正省エネ法は既に施行されており、国として内容の周知を図る意義は乏しく、事業廃止とする。					
補記	【予算科目】 ・018 地球温暖化防止等対策費 ・95 地球温暖化防止等の環境の保全に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) ・95016-2405-16 住宅・建築物環境対策事業費補助金 300百万円 260百万円					

国土交通省
260百万円

・住宅・建築物の省エネ法等に
関する講習会の企画運営を
行う事業に対して助成

【公募】

A.一般社団法人 サステナブルビル
ディングコンソーシアム
260百万円

・改正省エネ法に関する講習
会の実施

行政事業レ
ビューシート
(国土交通省)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目
 の双方で実情が分かるよう
 に記載)

A.一般社団法人 サステナブルビルディングコンソーシアム			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	全国講習会の実施等の費用(講師謝金、会場費、テキスト作成費等)	193			
人件費	業務担当者人件費	18			
旅費	全国講習会	10			
その他	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等	39			
計		260	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0